

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成24年7月27日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人日本文字文化機構

(2) 代表者の氏名

宇佐美 慈子

(3) 主たる事務所の所在地

京都市右京区常盤下田町20番地グランドパレスもと庄屋209号室

(4) 定款に記載された目的

この法人は、人類の歴史のなかに於いて、文字と文字とともに発達した文化の研究を学際的、総合的に推進し、そして我々の先人達が残した大きな精神文化と文字文化を正しく将来へ伝えるとともに、諸外国における文字文化を国際的展望に立って相互の文化の理解を深め、もってよりよい社会の形成発展に貢献することを目的とする。

2 申請年月日

平成24年7月13日

(文化市民局地域自治推進室)